

平成15年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第1号)

平成15年9月11日(木)午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入について
- 日程第5 議案第24号 瑞穂市個人情報保護条例について
- 日程第6 議案第25号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第26号 平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第27号 平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第28号 平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第29号 平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第30号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第31号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第32号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正 信
3番	岡田 均	4番	吉村 武 弘
5番	太田 定 敏	6番	日高 清
7番	小川 勝 範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮 治	10番	山本 訓 男
11番	広瀬 捨 男	12番	清水 貞 夫
13番	加藤 茂 晃	14番	星川 睦 枝
15番	棚瀬 悦 宏	16番	武藤 善 照
17番	日比野 昇	18番	土屋 勝 義
19番	澤井 幸 一	20番	辻 文 雄
21番	松野 義 和	22番	馬 淵 金 雄

23番	西岡一成	24番	松野周一
25番	西岡妙子	26番	佐藤多喜夫
27番	広瀬正雄	29番	児玉春一
30番	進藤末次	31番	松野武則
32番	吉本幸一		

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二
代表監査委員	大石英博		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開会及び開議の宣告

議長（吉本幸一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は31名でございます。定足数に達しております。

これより平成15年第2回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（吉本幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、議席番号10番 山本訓男君、11番 広瀬捨男君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（吉本幸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの16日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会議は本日から9月26日までの16日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（吉本幸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず第1点は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は4月分から7月分までが実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございます。

関連して2点目ですが、監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により受けております。監査は8月25日に議会事務局を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でございます。

3点目は、本巢消防事務組合議会の結果について報告をいたします。

7月14日に同組合の平成15年第2回臨時会が開会をされました。付議事件は、同組合の議長選挙、瑞穂市設置に関連した専決処分の承認を求める議案4件、救助工作車の売買契約締結に

ついでに議案1件でした。議長選挙は、合併により前議長が組合議員の職を失ったので、新たに議長を選挙するものでしたが、選挙の結果、私が議長に当選しましたので報告をいたします。また、他の議案はいずれも原案のとおり可決、承認されております。

以上3点については、報告書及び議案が事務局に保管してありますので、ごらんをいただき、議会活動の参考にしていただきたいと思います。

最後、4点目は、みずほ市議会だよりの創刊号が発行されたことは既に御承知のとおりと思いますが、お手元に配付しましたとおり「瑞穂市議会広報の発行に関する要綱」を8月1日に制定・公表し、瑞穂市議会広報編集委員会を設置しました。編集委員は、議会運営委員会及び各常任委員会から選出をされました清水貞夫君、岡田均君、武藤善照君、山本訓男君、吉村武弘君の5名で、山本訓男君が委員長に、武藤善照君が副委員長に互選をされました。

これで諸般の報告を終わります。

議長（吉本幸一君） 市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 本議会に報告をさせていただきます事項は、4件であります。

まず、報告第5号平成15年度穂積町土地開発公社決算及び事業報告について。

穂積町土地開発公社の平成15年4月1ヵ月にかかわるものでありまして、収益的収入及び支出、資金的収入及び支出のいずれもゼロ円であります。また、当期間の損益はゼロ円であり、資産は、普通預金19万8,509円、定期預金1,000万円の合計1,019万8,509円あります。その内容は、前期繰越金と基本財産であります。

次に、報告第6号穂積町土地開発公社清算結了報告でございます。

穂積町土地開発公社の清算が結了しましたので報告させていただきます。

当土地開発公社は、平成15年4月30日、岐阜県知事の認可により解散し、5月1日より清算手続を進め、官報による解散公告で債務弁済がないことを確認し、残余財産1,010万3,589円の処分は瑞穂市に帰属させるということにいたしました。

報告第7号専決処分の報告でございますが、交通事故の和解及びこれに伴う損害賠償の額の決定について。

この事故は、市職員が公務により公用車を運転中、祖父江地内においてモーターバイクに追突され、当該公用車が損害を受けたものであります。この損害について、相手方の全面過失として示談を交わし、損害額5万6,238円の賠償を受けることにつき報告するものでございます。

報告第8号専決処分の報告についてであります。道路の管理責任の瑕疵による和解及びこれに伴う損害賠償の額の決定についてであります。

別府地内の市道にあいていた穴を、通行中の車が、折からの雨で発見しづらく、この穴にはまり車両が破損したものであります。この損害賠償につき損害額の50%、6万6,455円を支払

うことで示談をいたしましたことを報告するものであります。

なお、市道の管理には鋭意努力をしているところでありますが、このような事故が発生したことは、まことに残念であります。さらに注意を重ねてこのような事故が起きないように、管理に努めてまいります。

以上4件について報告させていただきます。

議長（吉本幸一君） これで行政報告は終わります。

日程第4 議案第23号から日程第14 議案第33号までについて（提案説明）

議長（吉本幸一君） 日程第4、議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてから日程第14、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（松野幸信君） 平成15年第2回瑞穂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

合併の目標は、前の議会でも申し上げましたように、時代の大きな変化の中でも安心して暮らせるコミュニティーを実現できる自治体の創造であります。単なる地方行政単位の規模の拡大や効率化のみでは、合併の意義を失うこととなると思います。

これからの社会に適合した地域コミュニティーの創出には、安全、環境、教育、福祉等、取り組まなければならない課題は広範囲、多岐に及んでいますが、まず防災、子育て環境、気軽に交流できる道路網整備、事業改善の4テーマを選び、プロジェクトチームを編成し、調査研究に着手いたしました。次年度には、一部を事業化できるようにしていきたいと考えております。

また、合併協議会で決定されました方針の着実な実行を目指して1,200余項目の実施状況を点検し、未完了の事項についてはその理由を調査し、早期実施に努めているところであります。

瑞穂市としてスタートして4ヵ月、ようやく日常業務の執行は落ちつきつつありますが、事務処理の効率化、横の密接な連携、自由な意見の交換がさらに進むよう心がけ、住民サービスの向上を図ってまいります。

しかし、合併の効果は即効的にあらわれるものではなく、新しい体制の中での日々の積み重ねによって生まれるものだと思います。皆様の格別の御指導、御協力をお願いいたす次第でございます。

さて、本議会に提出し、御審議をお願いします案件は、組合加入に関するもの1件、条例の制定、改正に関するもの2件、決算の認定に関するもの4件、予算の補正に関するもの3件、道路路線認定に関するもの1件の11件であります。

以下、各議案の概要を説明させていただきます。

議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入について。

同組合には穂積町、巣南町が加入していましたが、合併後瑞穂市においても引き続き加入して、常勤の職員に対する退職手当の支給事務を共同処理いたしたく、本組合への加入につき議決を求めるものであります。なお、加入は平成15年5月1日に遡及するもので、規約の内容等は同組合から示されたものによっております。

議案第24号瑞穂市個人情報保護条例について。

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大している状況にかんがみ、市が保有する個人情報の適正な取り扱いが求められるため、その個人情報を保護する施策について基本となる事項を定め、一方で市の責任を明確にして、個人の権利、利益の保護を図るため条例を制定するものであります。

議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

人事院の一般職の職員給与等に関する勧告に基づき、職員の給与と期末手当、常勤の特別職及び市会議員の期末手当について、その趣旨を勘案した改正を行うもので、本条例をもって瑞穂市職員の給与に関する条例、瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部をそれぞれ改正し、いずれも施行日、適用日を平成15年10月1日とするものであります。

議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定について。

平成14年度穂積町水道事業会計は、収益的収入及び支出は、収入総額3億2,397万5,000円、支出総額2億8,310万7,000円、純利益3,523万円となりました。当年度末処分利益剰余金は3,602万1,000円で、処分案は、減債積立金200万円、翌年度繰越利益剰余金3,402万1,000円といたしました。また、資本的収入及び支出は、収入総額1億2,929万8,000円、支出総額2億695万3,000円であります。

議案第27号平成14年度巣南町水道事業会計決算の認定について。

平成14年度巣南町水道事業会計は、収益的収入及び支出において、収入総額1億4,762万9,000円、支出総額1億3,521万8,000円、純利益1,181万1,000円となりました。当年度末処分利益剰余金は1,497万8,000円で、処分案は、減債積立金500万円、建設改良積立金500万円、翌年度繰越利益剰余金497万8,000円といたしました。また、資本的収入及び支出は、収入総額1,944万7,000円、支出総額5,295万2,000円であります。

議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定について。

平成15年度穂積町水道事業会計は4月1ヵ月の事業収支で、収益的収入及び支出は、収入総額26万3,000円、支出総額1,406万6,000円、純損失1,357万8,000円となりました。当年度

未処分利益剰余金は 2,044万 3,000円で、処分案は全額翌年度に繰り越すことといたしました。また、資本的収入及び支出は、収入総額 474万 6,000円、支出総額 4万 6,000円であります。

議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定について。

平成15年度巢南町水道事業会計は4月1ヵ月の事業収支であります。収益的収入及び支出は、支出総額 339万 5,000円、純損失 328万 8,000円となりました。当年度未処分利益剰余金は 168万 9,000円で、処分案は全額翌年度に繰り越すことといたしました。また、資本的収入及び支出は、収入総額 223万 7,000円であります。

議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億 6,337万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135億 851万 8,000円とするものであります。今回の補正の主なものは、新規運行のコミュニティーバスの購入、徴税事務合理化のための住民税課税資料検索システムの導入、被生活保護者の入院・通院者の増加による医療扶助費の追加、空き缶等処理機の更新、起債の繰り上げ償還などです。その財源としては、生活保護費、国庫負担金、合併市町村国庫補助金、老人保健特別会計の繰入金、減債基金の繰入金を充当いたしております。

議案第31号平成15年度瑞穂市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,136万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億 512万 6,000円とするものであります。療養給付費等負担金が前年度実績報告に基づき確定されたため償還するのと、退職者制度における高額療養費の支給増加に対処することが補正の主な内容であります。

議案第32号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億 2,005万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億 7,276万 6,000円とするものであります。前年度老人医療費等国庫負担金、県費負担金の実績報告により負担金が確定されたことに伴う精算のための償還金及び前年度一般会計との精算金が補正の主なる内容でございます。

議案第33号市道路線の認定及び廃止について。

主要地方道北方・多度線、犀川大橋の開通と関連する一般県道牛牧・墨俣線の一部区域変更に伴い市道4路線の起・終点が変更になるため、この4路線につき認定及び廃止を行うものであります。また、宅地造成等により公衆用道路として築造され、市へ寄附採納なされた5路線を新たに認定するものであります。

以上、各議案につき概要を説明させていただきました。よろしく御審議賜り、適切なる議決をいただきますようお願いいたします。

議長（吉本幸一君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第26号から議案第29号までの水道事業会計決算の認定について、監査委員から決算審査

の意見を求めます。

代表監査委員 大石英博君、お願いします。

代表監査委員（大石英博君） 発言を求められましたので、監査委員会を代表いたしまして、お手元に配付の議案第26号から第29号までの平成14年度・15年度の穂積町水道事業決算、同じく平成14年度・15年度の巢南町水道事業決算の監査結果について御報告をいたします。

去る7月25日付で市長より審査を求められました平成14、15年度穂積町・巢南町水道事業決算につきましては、去る8月7日、8日及び25日の3日間にわたりまして、収入支出及び事業運営につきまして、提出された決算書に基づき、関係諸帳簿を調査、照合し、担当部課長及び関係職員から事業報告を求めるとともに、例月の定例監査及び出納監査の結果とあわせて、市長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示されているか等について慎重かつ詳細に審査をいたしました。

これを審査するに当たって、最も重点といたしましたところは、第1に決算諸表は地方公営企業関係法令に準拠し、会計原則に基づいて作成され、計数は正確であるか、第2に水道事業は企業としての経済性を発揮しつつ、公共の福祉を増進するよう運営されているか、第3に決算書類は経営成績及び財政状態を適正に表示しているかの3点に主眼を置いて、健全財政を維持しつつ効率的に運営をしているか、住民の福祉増進のため最少の経費をもって最大の効果を上げているかを見ながら実施いたしました。

審査の結果は、表示の数字はすべて符合し、誤りのないことを確認をいたしました。また、事業の運営に当たっても法令に基づく経営の基本原則に沿い、良好に遂行されているものと認めました。

子細につきましては、お手元に配付の平成14年度・15年度穂積町・巢南町水道事業決算審査意見書のとおりでございますが、その概要を申し上げます。

平成14年度穂積町水道事業決算でございますが、まず収益的収支では総収益3億871万円、総費用2億7,348万円で差し引き3,523万円の純利益を計上いたしました。これに前年からの繰越利益79万円を加算した当年度処分利益金3,602万円のうち、減債積立金として200万円積み立て、残額3,402万円を翌年に繰り越しました。

また、資本的収支では、収入1億2,930万円、支出2億695万円で、差し引き7,765万円の不足となりました。これらは、過年度分損益勘定留保資金7,330万円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額435万円で補てんをいたしました。

年間総配水量は353万立方メートルで、前年と比較しますと7万7,000立方メートル、比率で2.1%減少をいたしました。年間総有収水量は310万立方メートルで、前年と比較しますと1万7,000立方メートル、比率で0.6%と増加になり、配水量に占める有収水量の割合が前年度対比で2.4%向上しております。有効率向上対策といたしまして、漏水発生頻度の高い石

綿管の布設がえ、結果として92.8%と、全町を3分割いたしまして、定期的な漏水調査を行った結果、有効率が若干上がっております。未普及地域への配水管拡張工事等により、年度末配水管延長は16万1,000メートルとなっております。人口3万5,099人に対し給水人口2万8,960人で普及率は82.5%となり、1.3%向上しております。給水戸数は、平成11年度8,100戸、12年度8,400戸、13年度8,700戸、14年度8,900戸と毎年増加し、15年度は9,000戸を超えると予想されます。総収益も、平成11年度までは毎年年間2億円台でございましたが、平成12年度に3億円を超えまして、その後、少しずつ伸びております。企業債につきましては、14年度は1,620万円償還をいたしましたが、いまだ9億2,100万円の未償還残が残っております。

審査の意見といたしましては、平成14年度穂積町水道事業はおおむね良好であり、順調に推移していると思われまます。料金の収納につきましては、内容証明の送付、裁判所に支払い督促の申し立て等努力の跡がうかがわれ、徴収率は99.9%でございます。今後ともこの率を維持できるようにお願いをいたします。

14年度巢南町水道事業決算でございますが、まず収益的収支では、総収益1億4,194万円、総費用1億3,013万円で、差し引き1,181万円の当期純利益を計上いたしました。これに前年からの繰越利益317万円を加算いたしまして、当年度未処分利益1,498万円のうち減債積立金として500万円及び建設改良積立金として500万円積み立てをいたしまして、残額498万円を翌年度に繰り越しました。

また、資本的収支では、収入1,944万円、支出5,295万円で、差し引き3,351万円の不足となりました。これは、過年度分損益勘定留保資金3,292万円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58万円で補てんをしております。

年間総配水量は111万立方メートルで、前年と比較いたしまして1万7,900立方メートル、比率で1.6%増加をいたしました。年間総有収水量は99万8,000立方メートル、前年と比較いたしますと2万3,000立方メートル、比率で2.3%の増加となっております。未普及地区への配水管工事等によりまして、年度末配水管延長は5万8,000メートルとなっております。人口1万1,442人に対しまして給水人口1万120人で、普及率は88.4%となっております。給水戸数は今年度末で2,913件で、前年と比べ72件増加をしております。総収益は前年の1億2,093万と比べて今年度は2,100万円増加をいたしました。企業債につきましては、14年度は1,587万円償還いたしましたが、まだ5億3,800万円の未償還残が残っております。

審査の意見といたしましては、平成14年度巢南町水道事業はおおむね順調に推移していると思われまます。料金の収納についてでございますが、景気低迷が続いており、徴収が困難なのか、99%の徴収率を維持しつつも、不納欠損金が118万円発生をいたしました。内容的には行方不明でやむを得ない事情と認められますが、なお一層の慎重な対処をお願いいたします。

穂積町・巢南町両町の水道事業共通にまたがる監査意見といたしましては、将来的展望に立

った水道のあるべき姿としては、質的な面での向上が必要であり、社会の発展、生活水準の向上とともに高まる要求を的確に把握し、給水水準の向上を図ることが求められております。そして、いつでもどこでも安全でおいしい水が供給できるよう、すべての市民が利用可能な水道施設、安定性の高い水道、安全な水道という三つの面からの施策の具体化を図ることが必要であると思われます。また、低迷する経済状況にあっても都市化が進行しており、住民からの生活環境、公共施設整備への要求が多く、他事業との効率のよい工事等、限られた財源の中で十分な投資効果を発揮する施策、工法をお願いいたします。

水道事業は公営企業であり、企業者としての経営感覚を持って諸施策を進められ、人材の育成、調査研究の強化を図りながら、市民から信頼され、安全で安定した水道事業を目指して一層の企業努力をお願いいたします。

平成15年度穂積町水道事業決算ですが、決算諸表につきましては、審査に付されました決算諸表は水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

平成15年度の穂積町水道事業の概要は、平成15年5月1日巢南町との合併に伴い、事業年度1ヵ月に対する決算でございます。内容的には、施策的な事業を除く義務的経費を中心とした決算になっております。

当年度の収益的収支の決算概要は、総収益25万円に対し総費用1,384万円で差し引き1,358万の当年度損失を計上し、前年度繰越利益剰余金3,402万円を充てて2,044万円の未処分利益剰余金となり、翌年に繰り越しをしております。

また、資本的収支では、収入額は474万円、支出は5万円でございます。平成15年4月末における配水管延長は16万1,000メートルでございます。企業債の償還残は9億2,100万円であり、穂積町水道事業会計の資産・負債及び資本は瑞穂市水道事業会計へ引き継ぎをいたします。

平成15年度巢南町水道事業決算でございますが、決算書につきましては、審査に付されました決算諸表は水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

平成15年度の巢南町水道事業の概要は、平成15年5月1日穂積町との合併に伴い、事業年度1ヵ月に対する決算でございます。内容的には、施策的な事業を除く義務的経費を中心とした決算になっております。

当年度の収益的収支の決算概要は、総収益6万円に対し総費用335万円で差し引き329万の当年度損失を計上し、前年度繰越利益剰余金498万円を充て169万円の未処分利益剰余金となり、翌年に繰り越しをしております。

また、資本的収支では、収入額は224万円、支出額はゼロ円でございます。平成15年4月末における配水管延長は5万8,000メートルでございます。企業債の未償還残高は5億3,800万円であり、これら巢南町水道事業会計の資産負債及び資本は瑞穂市水道事業会計へ引き継ぎ

ます。

審査の意見でございますが、平成15年度穂積町・巢南町水道事業は、事業期間 1ヵ月と極めて短期間の決算であり、財政及び業務の状況の意見は前年度の審査意見と同様といたします。

今後は、穂積町・巢南町の合併協議事項に基づき進めていただくこととなりますが、水道は住民生活に極めて密接に関係する重要な事業でございます。施設、配水等につきましては、住民生活に影響を及ぼさないよう、それぞれの町の審査意見を踏まえ、2町均衡ある運営と効率的な運用を願うものでございます。

以上、議案第26号より議案第29号までの決算審査結果の概要と審査意見を申し上げましたが、この内容は土屋監査委員と一致した意見であることを申し添え、私の報告を終わります。

議長（吉本幸一君） これで、監査委員の決算審査意見を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

散会の宣告

議長（吉本幸一君） 本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでした。

散会 午前9時48分

